

平成31年度

# 償却資産(固定資産税)申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地・家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

対象となる方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日(1月1日)現在の所有状況を資産の所在する市町村に申告していただくことになります。

つきましては、この手引きをご参照いただき、同封の申告用紙等に所要の事項をご記入のうえ、下記期間内に申告していただきますようお願いいたします。

**申告受付期間 平成31年1月4日(金)～1月31日(木)**

※平成30年中は受付できませんのでご注意ください。

※羽村市各連絡所での受付はできませんのでご注意ください。

## ～ 目 次 ～

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 償却資産の概要      | 2 ページ～ |
| 2. 償却資産の申告について  | 4 ページ～ |
| 3. 申告方法と提出書類    | 5 ページ～ |
| 4. 評価額・税額等の算出方法 | 6 ページ～ |
| 5. 課税標準の特例・非課税等 | 8 ページ～ |
| 6. 記載例          | 9 ページ～ |



はむりん

◇申告書の提出及び問合せ先◇

羽村市 財務部 課税課 資産税係

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電 話：042-555-1111 内線 153～158

ファクス：042-554-2921

e-mail：s202000@city.hamura.tokyo.jp

# 1. 償却資産の概要

## (1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有するものを含む)をいいます。

なお、「事業の用に供することができる資産」には、所有者が自らの事業のために使用している資産だけでなく、事業として貸し付けている資産も該当します。

### <償却資産の種類と具体例>

資産の種類		主な償却資産の例
1	構築物	舗装路面、駐車設備、庭園、外構工事、門及び塀、緑化施設、看板(広告塔等) 等
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、内装・内部造作、その他建築設備 等 (詳しくは下記「建築設備における家屋と償却資産の区分」をご参照ください)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、太陽光発電設備 等
3	船舶	ボート、はしけ、漁船、旅客船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」「9」「90～99」及び「900～999」の車両)、構内運搬車、各種運搬具 等
6	工具、器具及び備品	パソコン、エアコン、陳列ケース、医療機器、理美容器具、看板(ネオンサイン含む)、自動販売機、事務用機器、厨房機器及び用品、測定・検査工具 等

## (2) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においてはこれらの設備を家屋と償却資産とに区分して評価しています(詳しくは次ページの<家屋と償却資産の区分表>をご参照ください)。

### ア 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

### イ 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等、家屋の所有者以外の者が施工した内装・造作及び建築設備等については「家屋に含めるもの」に記載された設備であっても償却資産として取り扱います。

### ご注意ください!



#### 正当な理由なく申告しなかった場合

・・・地方税法第 386 条の規定により過料を科されることがあります。

#### 虚偽の申告をした場合

・・・地方税法第 385 条の規定により罰金を科されることがあります。

〈家屋と償却資産の区分表〉

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備の種類	設備の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
電気設備	建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
		受・変電設備	設備一式		◎		◎
		予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		◎		◎
		中央監視設備	設備一式		◎		◎
		電灯照明設備	屋外照明設備		◎		◎
			屋内照明設備	○			◎
		電力引込設備	引込工事		◎		◎
		動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
		電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
			配管・配線、端子盤等	○			◎
		LAN 設備	設備一式		◎		◎
		放送・拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
			配管・配線等	○			◎
		インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
		監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
			配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎	
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎	
	火災報知設備	設備一式	○			◎	
	自動車管制装置	設備一式	○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等	○			◎	
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、ガスボンベ等		◎		◎		
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
その他の設備等	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート等		◎		◎	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等) 寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックスカーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

## 2. 償却資産の申告について

### (1) 申告していただく方

平成 31 年 1 月 1 日現在、羽村市内に償却資産を所有されている方及び羽村市内で事業を営まれている方です(該当資産がない場合も申告してください)。また、次の方々も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者が不明の場合は使用されている方
- エ 償却資産を共有されている方

### (2) 申告の対象となる償却資産の範囲

申告が必要な償却資産は「平成 31 年 1 月 1 日現在において事業の用に供することができる資産」です。1 月 1 日取得の資産は、その前年の 12 月を取得年月とします。

また、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休または未稼働の資産
- エ 改良費(資本的支出/新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います)
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 耐用年数が 1 年未満、または取得価額が 20 万円未満であっても個別に減価償却しているもの(国税において一括償却(3 年均等償却)の取り扱いとしたものを除きます)(\*1)
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産(\*2)
- ク 決算期以降に取得した資産で、未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ケ 大型特殊自動車(陸運支局等への登録の有無にかかわらず申告対象資産となります)
- コ 家屋の賃借人が取り付けした建築設備・内装・造作等の事業用資産(譲渡等により取得した場合を含みます)(\*3)
- サ 家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として取り扱うもの(\*4)
  - (\*1・2) 5 ページ【参考】〈償却方法と取得価額による申告対象〉参照
  - (\*3) 5 ページ「賃借人(テナント)等が施工した建築設備等について」参照
  - (\*4) 2 ページ「建築設備における家屋と償却資産の区分」参照

### (3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等
- イ 無形減価償却資産(ソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- ウ 繰延資産
- エ 平成 10 年 4 月 1 日以降開始の事業年度に取得した償却資産で、
  - (ア) 耐用年数が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入または必要経費としているもの)(\*5)
  - (イ) 取得価額が 20 万円未満の資産で、税務会計上 3 年一括償却としているもの(\*6)
  - (\*5・6) 5 ページ【参考】〈償却方法と取得価額による申告対象〉参照

#### (4) 賃借人(テナント)等が施工した建築設備等について

賃借人(テナント)等、家屋の所有者以外の者が取り付けた内装・造作等の建築設備等の事業用資産については、賃借人等が償却資産として申告することになります。

#### 【参考】〈償却方法と取得価額による申告対象〉

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
*1	個別に減価償却しているもの	申告対象			
*2	中小企業者の少額資産特例の適用		申告対象		
*5	一時に損金算入するもの	申告対象外			
*6	3年間で一括償却するもの	申告対象外			

\*1 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

\*2 租税特別措置法第28条の2、第67条の5

\*5 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

\*6 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

### 3. 申告方法と提出書類

#### (1) 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を提出していただく方法です。

**※申告書を郵送される方で、控の返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封くださるようお願いいたします。**

<申告方式>

ア 普通申告(一般方式)

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、市で行います。

イ 電算申告(電算処理方式)

賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産について、事業所側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

**いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。**

#### (2) 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。インターネットにより、自宅やオフィスなどから申告することができます。

電子申告を利用する方は利用届出が必要です。ただし、既に利用している方は利用届出の変更(税目の追加等)で利用できます。税理士等が関与する電子申告は納税者の電子証明は不要ですが、納税者本人が申告する場合には電子証明が必要となります。

詳しくは、eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459(左記の電話番号でつながらない場合は03-5500-7010)に問い合わせさせていただくか、eLTAXホームページ <http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

＜申告方式＞

ア 普通申告（一般方式）

申告区分「増加資産／減少資産申告」等により、申告していただく方式です。

イ 電算申告（電算処理方式）

申告区分「全資産申告書（電算処理分）」等により、申告していただく方式です。

**（3）提出書類（提出データ）**

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		平成 31 年 1 月 1 日 現在において 所有されている 全ての償却資産	平成 30 年 1 月 2 日 から平成 31 年 1 月 1 日までの間に 増加又は減少した 償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第 26 号様式	別表 1 増加資産・ 全資産用	別表 2 減少資産用
普通申告	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方 *9		○	○		○
	償却資産を所有されていない方			○		
電算申告	初めて申告される方	○*7		○	○*8	
	前年以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方 *9			○		
	償却資産を所有されていない方			○		

(\*7) 電算処理方式で申告される場合は、評価額等を算出してください。

(\*8) 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額を記載してください。

(\*9) 申告書の備考欄に廃業日、市外への移転日等をご記入ください。

※ 羽村市送付の申告書以外で申告される場合は、用紙サイズはA4に統一し、すべての用紙に「所有者名」「所有者コード」を記載してください。

**申告書の具体的な記載方法は、9～11 ページの記載例をご参照ください。**

## 4. 評価額・税額等の算出方法

**（1）評価額の算出方法**

申告していただいた内容(取得年月、取得価額及び耐用年数)に基づき、資産 1 品ごとに下記の算式により賦課期日(1 月 1 日)現在の評価額を算出します。なお、算出した評価額が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%の額が評価額となります。

$$\text{前年中に取得した資産の評価額} = \text{取得価額} \times \text{前年中取得分の減価残存率}$$

$$\text{前年前に取得した資産の評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{前年前取得分の減価残存率}$$

〈計算例〉

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	平成 31 年度評価額
ルーム エアコン	H30 年 12 月	350,000 円	6 年	0.840	(H31 年度評価額) 350,000 円×0.840= <u>294,000</u> 円
駐車場 舗装	H29 年 9 月	3,500,000 円	15 年	0.929	(H30 年度評価額) 3,500,000 円×0.929= <u>3,251,500</u> 円
				0.858	(H31 年度評価額) 3,251,500 円×0.858 = <u>2,789,787</u> 円

〈減価残存率表〉（固定資産評価基準 別表第 15「耐用年数に応ずる減価率」より）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得分	前年前 取得分			前年中 取得分	前年前 取得分			前年中 取得分	前年前 取得分
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

（2）課税標準額及び税額

- ・ 羽村市内に所有する償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。
  - ・ 課税標準額に固定資産税率(1.4%)を乗じた額が年税額となります。
  - ・ 課税標準の特例(8 ページ)の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。
  - ・ 羽村市内に所有する償却資産の課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。
  - ・ 課税標準額は 1,000 円未満を切り捨てます。(\*10)
  - ・ 年税額は 100 円未満を切り捨てます。
  - ・ 平成 31 年度償却資産課税台帳は同年 4 月 1 日から市役所課税課窓口で閲覧できます。
- (\*10) 土地、家屋分の固定資産税の課税がある方は、土地、家屋、償却資産の課税標準額を合算して計算するため、端数処理による差が生じることがあります。

## 5. 課税標準の特例・非課税等

### (1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

### (2) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

### (3) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

平成30年1月2日から平成31年1月1日までの間に法人税法または所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却を適用した償却資産、または耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、別途届出が必要となります。詳細はお問い合わせください。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

事 項	国税における所轄	償却資産申告時に添付する書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書の写し
増加償却	税務署長	増加償却の届出書の写し 及びそのことを証する書類の写し
陳腐化資産の一時償却	国税局長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の写し 及びそのことを証する書類の写し
耐用年数の確認	税務署長	耐用年数の確認に関する届出書の写し

### (4) 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

平成24年度税制改正により、市町村が判断し条例で決定できる制度「わがまち特例」が導入され、羽村市税賦課徴収条例において課税標準の特例割合（軽減割合）を定めております。各特例、非課税の適用には別途申告が必要となりますのでお問い合わせください。

対象資産（施設・設備等）	取得時期	特例率	特例対象期間
公共の危害防止のために設置された施設又は設備			
汚水又は廃液の処理施設	H30.4.1～H32.3.31	1/2	適用年度以降継続
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	H30.4.1～H32.3.31	1/2	
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	H28.4.1～H30.3.31	1/2	
下水道除害施設	H30.4.1～H32.3.31	3/4	適用後5年間
浸水防止用設備	H29.4.1～H32.3.31	2/3	
再生可能エネルギー認定発電設備			
太陽光発電設備・風力発電設備	H30.4.1～H32.3.31	2/3もしくは3/4	適用後3年間
水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備	H30.4.1～H32.3.31	1/2もしくは2/3	適用後3年間
認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等	H30.6.6～H33.3.31	0	適用後3年間
認定誘導事業者が整備した公共施設等	H28.4.1～H32.3.31	4/5	適用後5年間
政府の補助を受けた特定事業所内保育施設	H29.4.1～H31.3.31	1/2	適用後5年間
市町村の認可を得た者が設置する施設			
家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業	-	1/2	適用年度以降継続
事業所内保育事業(利用定員が5人以下に限る)	-	1/2	

※上表は、わがまち特例の一例を記載しております。

※取得時期がH30.4.1以降となっている対象資産につきまして、H30.1.2～H30.3.31に取得した場合、上表の特例率と異なる場合がございます。詳しくは資産税係までお問い合わせください。